建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準

	平成 15 年３月 25 日	14 都市建建第 1135 号
改正	平成 16 年４月１日	15 都市建建第 1394 号
改正	平成 17 年 11 月１日	17 都市建建第 579 号
改正	平成 18 年１月４日	17 都市建建第 895 号
改正	平成 19 年 10 月１日	19 都市建建第 555 号
改正	平成 20 年４月１日	19 都市建建第 1199 号
改正	平成 21 年 11 月 16 日	21 都市建建第 679 号
改正	平成 24 年 11 月１日	24 都市建建第 894 号
改正	令和３年４月１日	2都市建建第 1283 号
改正	令和４年４月１日	3都市建建第 1452 号
改正	令和５年 10 月１日	5都市建建第 599 号
改正	令和７年６月１日	7都市建建第 187 号
改正	令和８年１月７日	7都市建建第 1235 号
改正	令和８年 11 月 12 日	8都市建建第 1036 号

第１　趣旨

本基準は、建設業者による不正行為等について、東京都知事が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって都民の建設業に対する信頼の確保及び不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

第２　総則

１　監督処分の基本的考え方

建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に考慮して行う。

２　監督処分の対象

（１）地域

監督処分は、原則地域を限定しない。

（２）業種

監督処分は、業種を限定せず、すべての業種を対象に行う。ただし、談合事件によるものは、必要に応じ工事種別に応じた処分を行う。

（３）請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの及び公共工事以外の工事に係るもの双方を対象に行う。ただし、談合事件によるものは、必要に応じ公共工事とそれ以外の工事を区分した処分を行う。

（４）指導監督対象

ア　監督処分は、原則東京都知事の許可を受けて営業する者及び建設業の許可を受けないで都内で建設工事を施工している者を対象とする。後者に関しては、建設業法第 28 条第２項及び第３項の規定に基づき、請負契約に関し著しく不誠実な行為及び事故（別表５第９）を処分事由とする。

イ　監督処分は、国土交通大臣又は他の道府県知事の許可を受けた建設業者で都内において営業を行う者に対しても、建設業法第 28 条第４項及び同条第５項に基づき、都内における営業に関し監督処分を行うことができる。

３　監督処分等の時期等

（１）他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げない。

（２）贈賄等の容疑で役員等又は他の職員(以下「役職員」という。)が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案において、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行う。

（３）公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行う。

（４）指示処分を行った場合においては、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずる。

４　不正行為等が複合する場合の加重

一の不正行為等が複数の処分事由に該当する場合や、一の処分事件において複数の不正行為等が存在する場合など、不正行為等が複合する場合の加重の程度については、別表１のとおり。

５　不正行為等を重ねて行った場合の加重

不正行為等を行って監督処分を受けた建設業者が、他の不正行為を行ったことにより再び監督処分を受ける場合の加重の程度については、別表２のとおり。

６　営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表３のとおり。

７　不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第 17 条の２の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った

場合又は同法第17条の３の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の２又は同法第17条の３の規定によらずに承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。ただし、行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

８　欠格条項について

役員又は政令で定める使用人が身分を保持した状態で拘禁刑、罰金刑等に処せられた場合は、建設業法第８条第７号又は同条第８号に該当し、同法第29条第１項第２号に基づき許可を取り消す。

９　情状による監督処分の加減

個々の監督処分は情状により加減ができる。その具体例は別表４のとおり。

第３　監督処分の基準

監督処分の具体的基準は別表５のとおり。なお、別表５第４建設工事の施工等に関する他法令違反に規定する他法令の具体例は別表６のとおり。

第４　その他

１　建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努める。

２　不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があった時（請負契約に関する不誠実な行為については、契約締結時からしゅん工時までの期間）から３年以内に着手する。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。

第５　施行期日等

１　この基準は、令和８年11月12日から施行する。

２　この基準は、施行日以降に行われた不正行為等に対して適用する。

３　施行日より前に行われた不正行為等に対しては、建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準（令和８年１月７日付７都市建建第1235号）を適用する。

別表１　不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する形態	監督処分の基準
１　一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき。	当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して最も重い処分を課すものに従う。
２　複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき。	
⑴　建設業者の不正行為等のそれぞれが営業停止処分事由に当たるとき。	
ア　複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき。	それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行う。
一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなとき。	それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち重い処分を課すものについて、営業停止の期間を２分の３倍に加重する。
イ　複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するとき。	情状により、アに定める期間に必要な加重を行う。
⑵　建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき。	営業停止処分事由に該当する行為については上記２⑴又は別表５の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については指示処分を行う。
⑶　建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき。	原則として指示処分を行う。
不正行為等が建設業法第 28 条第１項各号のいずれかに該当するとき。	当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げない。
３　複数の不正行為等が一の処分事由に２回以上該当するとき。	
⑴　建設業者の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に２回以上該当するとき。	当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を２分の３倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行う。
⑵　建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分事由に２回以上該当するとき。	原則として指示処分を行う。
不正行為等が建設業法第 28 条第１項各号のいずれかに該当するとき。	当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げない。

別表２　不正行為等を重ねて行った場合の加重

不正行為等を重ねて行った形態	監督処分の加重の程度
１　営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後３年を経過するまでの間に再び不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うとき。 **ただし、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を行う場合は、この限りでない。**	
営業停止処分を受けた不正行為等と再び行った不正行為等が同じ種類のものであるとき。	それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち重い処分を課すものについて、営業停止の期間を２分の３倍に加重する。
営業停止処分を受けた不正行為等と再び行った不正行為等が異なる種類のものであるとき。	情状により、必要な加重を行う。

２　指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合	
指示の内容を実行しなかった場合	情状を重くみて、営業停止処分を行う。
指示処分を受けた日から３年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合	

別表３　営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止期間中は行えない行為
１　新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。） ２　処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。） ３　前２号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等 ４　営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為 ５　営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第１号から第３号までの行為 ６　営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第１号から第３号までの行為
営業停止期間中でも行える行為
１　建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請 ２　処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工 ３　施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工 ４　アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工 ５　災害時における緊急を要する建設工事の施工 ６　請負代金等の請求、受領、支払い等 ７　企業運営上必要な資金の借入れ等

別表４　情状により監督処分の軽減又は加重を行うことができる例

軽減を行うことができる例	加重を行うことができる例
○　契約の相手方の意向に基づき、契約金返還、原状回復、損害賠償、和解、又は瑕疵補修等を行った場合	○　契約の相手方の意向にもかかわらず、契約金返還、原状回復、損害賠償、和解、又は瑕疵補修等を行わない場合
○　一括下請負において、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に軽減すべき情状がある場合	○　一括下請負において、建設工事を他の建設業者に一括して請け負わせた建設業者に加重すべき情状がある場合
○　違反状態の是正を速やかに行った場合	○　違反状態の是正を速やかに行わなかった場合、又は違反行為が長期に渡っている場合
○　東京都などが発注した公共工事において極めて優秀な工事成績を収めている場合（ただし、当該工事の施工に関与していない場合を除く。）	○　東京都などが発注した公共工事において著しく劣悪な工事成績を収めている場合
○　法令の趣旨に沿った適正な営業行為を行うため日頃より可能な限りの努力を払っていることが明確に確認できる場合、又は適正な営業行為を行いうる実効的な体制を速やかに確立した場合	○　法令の趣旨に沿った適正な営業行為を行いうる体制が整備されていない場合、又は適正な営業行為を行いうる実効的な体制の確立が今後全く期待できない場合

○　建設業の営業行為に関する行政庁の指導によく従い、過去に法令違反に至らないトラブルもない場合	○　建設業の営業行為に関する行政庁の指導に従わず、過去法令違反に至らないトラブルを多く引き起こしている場合
○　不正行為等に関する行政庁の調査において、速やかに不正行為等を行った事実を認め、積極的に面談や資料提出に応じるなど、適正かつ円滑な事件処理に貢献したと認められる場合	○　不正行為等に関する行政庁の調査において、再三の面談要請に応じず、資料を秘匿・改ざんし、虚偽の資料を提出し、又は暴力的・威圧的に応対するなど、調査を妨害した場合
○　違反の程度が著しく軽微な場合	○　公共工事に係るもの、被害金額・人員が甚大であるなど社会的影響が大きい場合 ○　経営事項審査等の虚偽申請において、金額、人数などの虚偽の程度が著しく大きい場合
○　その他個々の事情を考慮し、軽減が必要と認められる場合	○　その他個々の事情を考慮し、加重が必要と認められる場合

別表５　監督処分の基準

基本的考え方

建設業法第 28 条第１項各号のいずれかに該当する不正行為があった場合	
故意又は重過失によるとき。	営業停止処分(原則)
その他の場合	指示処分(原則)
上記以外の不正行為があった場合	
建設業法の規定(第 19 条の３第１項、第 19 条の４、第 24 条の３第１項、第 24 条の４、第 24 条の５並びに第 24 条の６第３項及び第４項を除き、入札契約適正化法第 15 条第１項の規定により読み替えて適用される第 24 条の８第１項、第２項及び第４項を含む。)、入札契約適正化法第 15 条第２項若しくは第３項の規定又は履行確保法第３条第６項、第４条第１項、第７条第２項、第８条第１項若しくは第２項若しくは第 10 条第１項の規定に違反する行為を行ったとき。	指示処分(建設業法第 11 条、第 19 条、第 19 条の３第２項、第 19 条の５第１項及び第２項、第 20 条第２項から第４項まで及び第６項、第 40 条、第 40 条の３違反等が該当)
元請負人(一般建設業、特定建設業の区別を問わない。)が建設業法第 24 条の７に規定する下請負人の指導等(一般建設業者については建設業法第 24 条の７の規定に準じた下請負人の指導等)を怠ったため、下請負人が上記不正行為又は建設業法の規定等に違反する行為を行い、かつ元請負人の情状が重いとき。	下請負人に対するものと同様の監督処分を行う(原則)。
不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合	許可取消し(建設業法第 29 条)

具体的基準

第１　公衆危害	
建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等又は自動車運転死傷処罰法違反により刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合	営業停止処分 （７日以上）
上記以外の場合で、危害の程度が軽微であると認められるとき。	指示処分
建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に危害を及ぼすおそれが大であるとき。	直ちに危害防止措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ指示処分を行う。
指示処分に従わない場合	機動的に営業停止処分(７日以上)を行う。
違反行為が建設資材に起因するものであると認められるとき。	必要に応じ、指示処分を行う。
第２　建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）	
１　代表権のある役員等（建設業者が個人である場合はその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合	営業停止処分 （１年間）
２　代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたとき。	営業停止処分 (120 日以上)
３　１又は２以外の場合	営業停止処分 (60 日以上)
４　独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第７条の４第７項に基づく通知を受けた場合を含む。）	営業停止処分 (30 日以上)
５　１～４により営業停止処分（独占禁止法第３条違反に係る者に限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後 10 年を経過するまでの間に、１～４に該当する事由（独占禁止法第３条違反に係る者に限る。）があった場合	営業停止処分（１年を超えない範囲で１～４の営業停止期間を２倍に加重）
第３　請負契約に関する不誠実な行為（入札、契約の締結及び履行、契約不適合責任の履行等工事請負契約に関するすべての過程において、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くと判断されるもの）	
１　虚偽申請	
⑴　公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書等、入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為を行ったとき（⑵に規定する場合を除く。）。	営業停止処分 (15 日以上)
⑵　完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき。	営業停止処分 (30 日以上)
この場合において、平成 20 年国土交通省告示第 85 号第一の四の５の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったとき。	営業停止処分 (45 日以上)

2　主任技術者又は監理技術者の不設置等	
建設業法第 26 条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第 26 条の３第１項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）。	営業停止処分 (15 日以上)
技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合	営業停止処分 (30 日以上)
工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、建設業法第 26 条第３項又は同法第 26 条の３第７項第２号に規定する専任義務に違反する場合	指示処分
指示処分に従わない場合	営業停止処分 (７日以上)
3　粗雑工事等による重大な瑕疵	
施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたとき。 （重大な瑕疵の例） ・　工事目的物の全部若しくは一部が損壊することにより又は工作物の本来の性質と異なる作用を周囲に与えることにより、公衆に対する著しい危険を発生させることが確実であると認められるとき。 ・　瑕疵の存在のため工事目的物の本来の効用がまったく発揮されず、かつ原状回復、瑕疵修補等が著しく困難と認められるとき。	営業停止処分 (15 日以上)
ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合	営業停止処分 (30 日以上)
4　施工体制台帳等の不作成	
施工体制台帳若しくは施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳若しくは施工体系図の作成を行ったとき。	営業停止処分 (７日以上)
施工体制台帳等を作成すべき元請負人が、下請負人間で一括下請負が行われたにも関わらず、是正措置を怠ったため、施工体制台帳の内容の適正を欠く結果をもたらしたとき。	営業停止処分 (15 日以上)

第４　建設工事の施工等に関する他法令違反

監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容、程度、建設業の営業との関連等を総合的に考慮し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行う。なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。他法令の具体例は別表６のとおり。

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	営業停止処分 (７日以上)
上記以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	営業停止処分 (３日以上)
各法令に規定する命令、指示、監督処分、許可の取消等を受けた場合	指示処分
当該命令等に違反した場合	営業停止処分 (３日以上)
[特例]労働安全衛生法違反（工事関係者事故等）	
役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合	指示処分
工事関係者に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことで業務上過失致死傷罪等により刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合	営業停止処分 (３日以上)

[特例]建築基準法違反	
建築基準法第９条に基づく措置命令等建設業法施行令第３条の２第１号等に規定する命令を受けた場合	指示処分
当該命令に違反した場合	営業停止処分 （３日以上）
建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるとき	必要に応じ、指示処分を行う。
[特例]特定商取引に関する法律違反	
特定商取引に関する法律第７条、第 14 条、第 22 条、第 38 条、第 46 条又は第 56 条に規定する指示処分を受けた場合	指示処分
当該指示に違反した場合	営業停止処分 （３日以上）
特定商取引に関する法律第８条第１項、第 15 条第１項、第 23 条第１項、第 39 条第１項、第 47 条第１項又は第 57 条第１項に規定する業務の停止命令を受けた場合	営業停止処分 （３日以上）
当該命令に違反した場合	営業停止処分 （７日以上）
[特例]賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反	
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第 33 条第２項の規定する指示処分を受けた場合	指示処分
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第 34 条第２項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合	営業停止処分 （３日以上）
[特例]宅地造成及び特定盛土等規制法違反※、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	
役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	営業停止処分 (15 日以上)
上記以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	営業停止処分 （７日以上）

※旧宅地造成等規制法の規制により役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は営業停止処分（７日以上)、それ以外の場合で同法の規制により役職員が刑に処せられた場合は営業停止処分（３日以上）を適用する。

第５　一括下請負等

建設業者が建設業法第 22 条の規定に違反したとき。	営業停止処分 (15 日以上)
元請負人が下請負人に対する指導等を怠ったため、下請負人間で一括下請負が行われたとき。	元請負人、下請負人ともに営業停止処分(15 日以上)
施工管理等の改善に関する下請負人の申出に応じない等、他の建設業者に工事を一括して請け負わせた建設業者に加重すべき情状があるとき。	営業停止期間について必要的加重
元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない等、他の建設業者から工事を一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるとき。	営業停止期間について必要的軽減

建設業法第 26 条の３第９項の規定に違反したとき。	営業停止処分 (15 日以上)

第６　主任技術者等の変更

主任技術者又は監理技術者の施工管理が著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるとき。	直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行い必要に応じ指示処分を行う。
指示処分に従わない場合	機動的に営業停止処分(７日以上)を行う。

第７　無許可業者等との下請契約

建設業者が、事情を知りながら、元請負人又は下請負人の立場で、建設業法第３条第１項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。	営業停止処分 (７日以上)
建設業者が、事情を知りながら、下請負人の立場で、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第３条第１項第２号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。	営業停止処分 (７日以上)
発注者から直接建設工事を請け負った一般建設業者が建設業法第３条第１項第２号の規定に違反して、下請代金の額が政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。	営業停止処分 (７日以上)
建設業者が、事情を知りながら、元請負人又は下請負人の立場で、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したとき。	営業停止処分 (７日以上)

第８　履行確保法違反

履行確保法第５条の規定に違反した場合	指示処分
指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行う。	営業停止処分 (15 日以上)
履行確保法第３条第１項又は第７条第１項の規定に違反した場合	指示処分
指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行う。	営業停止処分 (７日以上)

第９　無許可業者に対する処分

無許可業者に対する監督処分に当たっては、法律違反の確認と併せて、当該違反行為の内容、程度、建設業の営業との関連等を総合的に考慮し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行う。

１　公衆危害

無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等又は自動車運転死傷処罰法違反により刑に処せられ、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合	営業停止処分 （７日以上）
上記以外の場合で、危害の程度が軽微であると認められるとき。	指示処分
無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために､公衆に危害を及ぼすおそれが大であるとき。	直ちに危害防止措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行う。

指示処分に従わない場合	機動的に営業停止処分（７日以上）を行う。
違反行為が建設資材に起因するものであると認められるとき。	必要に応じ、指示処分を行う。
２　契約締結過程に関する法令違反	
刑法違反（詐欺罪）	
代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合	営業停止処分（１年間）
代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたとき。	営業停止処分（120 日以上）
上記以外の者が刑に処せられた場合	営業停止処分（60 日以上）
特定商取引に関する法律違反	
役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	営業停止処分（７日以上）
上記以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	営業停止処分（３日以上）
特定商取引に関する法律第７条、第 14 条、第 22 条、第 38 条、第 46 条又は第 56 条等に規定する指示処分を受けた場合	指示処分
当該指示に違反した場合	営業停止処分（３日以上）
特定商取引に関する法律第８条第１項、第 15 条第１項、第 23 条第１項、第 39 条第１項、第 47 条第１項又は第 57 条第１項等に規定する業務の停止命令を受けた場合	営業停止処分（３日以上）
当該命令に違反した場合	営業停止処分（７日以上）
３　軽微ではない工事を無許可で請け負った場合（建設業法第３条第１項及び建設業法施行令第１条の２第１項違反）	営業停止処分（３日以上）
４　粗雑工事等による重大な瑕疵	
施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたとき。 （重大な瑕疵の例） ・　工事目的物の全部若しくは一部が損壊することにより又は工作物の本来の性質と異なる作用を周囲に与えることにより、公衆に対する著しい危険を発生させることが確実であると認められるとき。 ・　瑕疵の存在のため工事目的物の本来の効用がまったく発揮されず、かつ原状回復、瑕疵修補等が著しく困難と認められるとき。	営業停止処分（７日以上）

別表６　建設工事の施工等に関する他法令の具体例

建築基準法	刑に処せられた場合
	第９条に基づく措置命令等、建設業法施行令第３条の２第１号等に規定する命令を受けた場合
建築士法	刑に処せられた場合

	第 26 条第２項に基づく戒告、閉鎖命令、取消処分を受けた場合
建築基準法に基づく条例 （東京都文教地区建築条例、東京都建築安全条例）	刑に処せられた場合
都市計画法	刑に処せられた場合
	第 81 条第１項に規定する監督処分、命令等を受けた場合
都市計画法に基づく条例 （東京都風致地区条例）	刑に処せられた場合
	第７条に規定する監督処分、命令等を受けた場合
宅地造成及び特定盛土等規制法違反	刑に処せられた場合
	第 20 条第２項、同条第３項、第 39 条第２項又は同条第３項（旧宅地造成等規制法による規制が適用されていた場合は、同法第 14 条第２項又は同条第３項）に規定する命令を受けた場合
特定商取引に関する法律	刑に処せられた場合
	第７条、第 14 条、第 22 条、第 38 条、第 46 条又は第 56 条に規定する指示を受けた場合
	第８条第１項、第 15 条第１項、第 23 条第１項、第 39 条第１項、第 47 条第１項又は第 57 条第１項に規定する業務若しくは取引の停止命令を受けた場合
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	刑に処せられた場合
	第７条の４、第９条の２の２、第 14 条の３の２、第 14 条の６、第 15 条の３、第 19 条の３、第 19 条の４第１項、第 19 条の５第１項又は第 19 条の６第１項に規定する許可の取消又は命令等を受けた場合
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	刑に処せられた場合
	第 15 条又は第 20 条に規定する命令を受けた場合
大気汚染防止法	刑に処せられた場合
	第 18 条の 18 に規定する命令を受けた場合
騒音規制法	刑に処せられた場合
	第 15 条第２項に規定する命令を受けた場合
振動規制法	刑に処せられた場合
	第 15 条第２項に規定する命令を受けた場合
労働基準法、労働安全衛生法等	刑に処せられた場合
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	刑に処せられた場合
	第 58 条、第 60 条又は第 125 条第２項に規定する命令を受けた場合
東京における自然の保護と回復に関する条例	刑に処せられた場合
	第 33 条第１項、第 46 条第１項又は第 54 条第１項に規定する命令を受けた場合
法人税法、消費税法、地方税法等	刑に処せられた場合
暴力団員による不当な行為の防止等に関する	刑に処せられた場合

法律(第 32 条の３第７項の規定を除く。)	
健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法	刑に処せられた場合
	各法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律	刑に処せられた場合
	第 33 条第２項に規定する指示を受けた場合、第 34 条第２項に規定する命令を受けた場合
物資の流通の効率化に関する法律等	刑に処せられた場合